

2026 年 9 月 9 日

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨により被害を受けられた皆様へ

あさひ少額短期保険株式会社

保険契約に関する特別措置のお知らせ

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨により被害を受けられた名古屋市内の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様を対象に、下記の特別措置を実施いたします。

なお、名古屋市については、2026 年 9 月 8 日付で災害救助法が適用されています。

また、下記のお問い合わせ窓口にて、保険契約に関するお問い合わせやご相談を承っておりますので、ご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

1：保険料払込猶予期間に関する特別措置

お申し出により、保険料の払込みについて、一定の猶予期間（最大 3 か月）を設ける措置を講じます。
※口座振替またはクレジットカード払いをご利用のお客様につきましては、お申し出の時期によっては、保険料が振り替えられる場合がございます。

2：保険金のお支払いに関する必要書類の一部簡素化

お申し出により、保険金のご請求に必要な書類の一部を省略する措置を講じます。

なお、弊社の保険商品では、地震、噴火または津波に起因する損害は補償の対象外となっておりますが、これらに起因しない損害については補償の対象となる場合がございます。詳しくは、下記お問い合わせ窓口までご相談ください。

◎お問い合わせ先

電話番号：06-7178-2222、050-3171-2055

受付時間：平日 10：00～18：00（年末年始、お盆を除く）

弊社ホームページのお問合せからも受け付けております。

●最新の災害救助法適用地域につきましては、下記内閣府のホームページでご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyous.html